



若草園を支える会 会報

後援会だより

平成29年(2017)10月23日発行 第32号

事務局：社会福祉法人 栄光会 若草園 内

〒787-0155 高知県四万十市下田2211

Tel (0880) 33-0247/Fax 33-0518

IP電話(050) 3344-8850

会長：林 博 編集：瀬戸雅弘

取引口座 郵便局 01610-5-9632 社会福祉法人 栄光会 若草園
幡多信 下田支(普) 0083497 「若草園を支える会」会長 林 博

機関紙『わかくさ』第42号を同封しております。

◆2017年度会員募集中



「2017会員」と
封筒に記されて
いる方は会費受
領済みです。

前号(7/7発行No.31)にて会員募集を開始しましたところ、現在430人が入会して下さっています。みなさまのご協力を賜りありがとうございます。新規会員が79名と少ない状況です。幡多地域で唯一の総合的な児童福祉施設である若草園のPRを含めて、みなさまのお知り合いの方に広げていただければ幸いです。

事務局では今年度も幡多児童相談所管轄内の各市町村(四万十・宿毛・土佐清水市、黒潮・大月・四万十町、三原村)の小中学校校長会へ訪問させて頂き、若草園の事業報告と共に若草園を支える会のPR活動も展開しております。関係者のみなさまにはこの場を借りてご協力に感謝申し上げます。

◆支える会文庫、作業日のお知らせ



「若草園を支える会」では昨年度、みなさまからの会費を活用して「若草園を支える会文庫」を開設しました。企業などから若草園に寄付された図書カードを活用して本を購入し、支える会の資金から本棚を購入しました。子ども達に読みたい本をリクエストしてもらい、少しづつ充実しております。

若草園には園舎建て替え以前からの図書が多くあり、新園舎になってからは可動式の大きな本棚に整理していましたが、収容力の問題から今回の支える会文庫設立になりました。若草園の職員は役務分担により図書管理係も2名配置されておりますが、今回の文庫整備に伴って全般的に大がかりな図書整理を実施することにしました。

内容は、図書の分類、傷み始めた本の修復、整頓などです。図書整理作業に慣れた方はもちろん大歓迎ですが、人手を要する作業もありますので、お手を貸す方どなたでも歓迎です。あまり一度に片付けるつもりで居ると負担に感じますので、まずは試験的に作業日として設定しました。

お手伝いいただける方は、ぜひご参加をお願いいたします。



若草園を支える会文庫 作業日 #

2017(H29)年11月25日 (土曜日)

10:00～お昼まで

集合場所：若草園（地域交流多目的ホール）

→問い合わせは33-0247瀬戸または寺田まで。



★コラム5 「寄付金文化」

会報24号以来の2年ぶりの事務局コラムです。あらかじめお断りいたしますが、このコラムには特に政治的見解はございません。機微に触れる表現になると思いますが、おつきあい下されば幸いです。

若草園でもボーイスカウト活動などを通して、若草園に入っている子ども達自身が募金活動をし社会貢献活動に関わることがあります。ボーイスカウト活動はそもそも、自己の鍛錬と共に社会奉仕の精神も養う場で、施設入所となった子どもが社会性を養うには有意義な活動です。



【ふるさと納税制度】

近年、特に、ふるさと納税制度が導入されてから、日本にも「寄付金文化」が定着し始めたと言われています。専門家の見解では海外では寄付金文化はもっと旺盛であり、日本は遅れているとの報告も耳にします。いずれにしても、社会生活を営む上で相互扶助の精神は重要な一角を占めると思います。

ふるさと納税について考えれば、最近、高額な返礼品の問題があります。この制度は地方創生の一環として、寄付者が応援したい自治体に自由に寄付ができます。寄付金が所得税から控除される上、寄付をした自治体からはお礼の品が返ってくる場合があります。インターネットで調べてみると、返礼品の内容や、返戻率が高い自治体などが紹介されている情報サイトが多くあります。「どこに寄付すればお得か」という感覚です。もちろん、この制度により地域経済が活性化するメリットもあるでしょうが、自治体によっては多くの納税者がこの制度を利用して、差引税収入が減となったデメリットも報じられました。

【社会福祉法人への寄付金の税額控除制度】

「若草園を支える会」は社会福祉法人栄光会が運営する児童養護施設若草園の、入所児童を支援する任意の団体です。法人格を持たない任意の団体であるため、下記「重要なお知らせ」の但し書きをさせて頂いております。2015年からこの制度が緩和されました。若草園を支える会でも新しい税法に対応するために検討しましたが、残念ながら要件に該当しませんでしたので、従来通りの方式で募集を続けております。制度の内容にご興味のある方は「社会福祉法人への税額控除制度」で調べて見て下さい。



この緩和制度によれば「個人による小口寄付を促進する」との狙いもあります。政府が、促進する側面で寄付者に対し税法上でも優遇をする両輪になっています。ただ、これだけ高知県西部での広がりを感じられる若草園を支える会でも、この緩和制度に、規模としてはひっかかるない団体です。現在、NPO法人など、地域に根ざした社会事業をする小さな団体が数多く存在しますが、それらの資金集めにはあまり効果はないようです。むしろ、大規模な社会福祉法人がさらに寄付を集めやすく出来る制度ともなり得ますので、両刃の剣の制度であるとも感じています。

【見返りのない善意】

四万十市には保育の父・佐竹音次郎という偉人が居ます。彼の行った社会事業は、まさに見返りを求めない児童福祉でした。彼の足跡はインターネットで「佐竹音次郎」を検索すると学ぶ事が出来ますし、開催中の「志国高知 幕末維新博」でも取り上げられています。寄付金に対する税法上のメリットは、あくまでも促進のための「おまけ」であって、それが主体であってはならないでしょう。（瀬戸雅弘）

◆寄付金に関する重要なお知らせ



確定申告などをされる方で「所得税法78条の社会福祉法人に対する寄付金控除」の特典を受けられる方は社会福祉法人栄光会で寄付金を受け取った上で、支える会には会員登録のみさせていただきます。すでに会費を納入された方で寄付金控除を希望される方は、事務局にお申し出ください。

